

2012年 定例記者会見資料

2011年度 JASRAC 事業の概要

| | | |
|------------------------|-------|--------|
| 1. 徴収額 | _____ | P 1、2 |
| 2. 新規管理分野と使用料規定の一部変更 | _____ | P 2 |
| 3. 信託契約数と管理作品数 | _____ | P 3 |
| 4. 会員・信託者へのサービスの拡充 | _____ | P 3 |
| 5. ネットワーク上における音楽利用の適正化 | _____ | P 4、5 |
| 6. 音楽の違法利用への対応 | _____ | P 6 |
| 7. 利用曲目報告数の状況 | _____ | P 6 |
| 8. 課題の実現に向けた取組み | _____ | P 7 |
| 9. 国際分野 | _____ | P 8 |
| 10. 広報活動 | _____ | P 9、10 |
| 11. 東日本大震災への対応 | _____ | P 11 |
| 12. その他 | _____ | P 12 |

1. 徴収額

(1) 2011 年度使用料等徴収額

2011 年度の使用料等徴収額は総額で 1058.9 億円でした。

東日本大震災の影響などにより 25 億円程度の減収を予測していましたが、コンサート等の開催件数が 6 月以降回復したことで、「放送等」「有線放送等」「ビデオグラム」が好調だったこと、2011 年 4 月から管理を開始したフィットネスクラブの許諾・徴収業務が順調に進んだことなどから、前年度比 99.4%、6.7 億円の減にとどまりました。

「演奏等」のうち、「社交場」「カラオケ」は、東日本大震災の被災地域から使用料の徴収を一時的に停止したこと（「1.1 東日本大震災への対応」を参照）、市場の縮小に加え、被災地域の解約店舗数が 2,000 件を超えたことなどから、前年度を 10.8 億円下回りました。

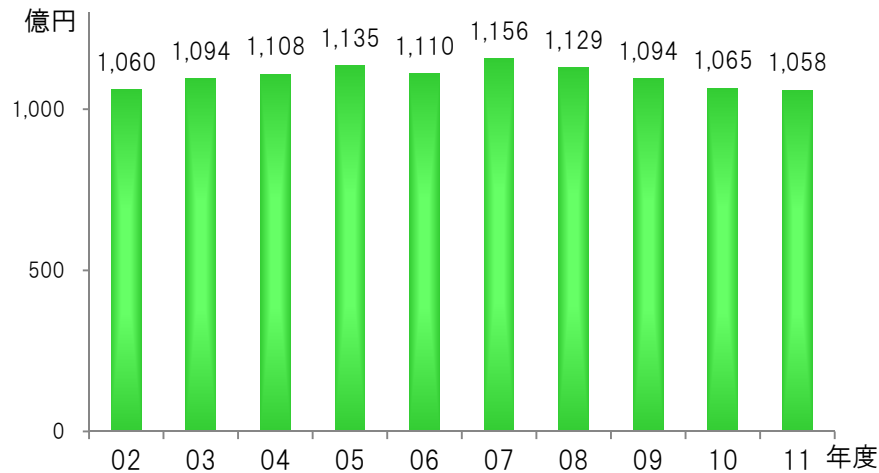
「インタラクティブ配信」は、音楽配信サービスのビジネスモデルの変化に伴い、「着メロ・着うた・着ムービー」が減少している一方、インターネットラジオ等の「音楽配信（ストリーム）」、IP マルチキャスト放送等の「動画等配信（ストリーム）」は堅調に推移しています。

- 音楽配信(ダウンロード) : パソコン向け音楽配信や「着うたフル」
- 音楽配信(ストリーム) : インターネットラジオなど
- 動画等配信(ダウンロード) : ゲームソフトや動画コンテンツのダウンロード販売
- 動画等配信(ストリーム) : 動画投稿(共有)サイトや IP マルチキャスト放送での配信

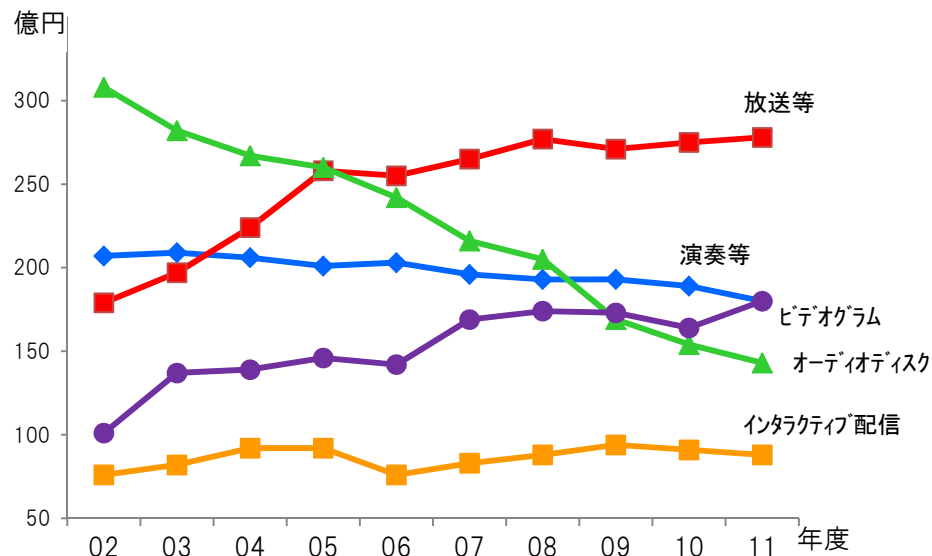
| 種目 | 徴収額(円) | 前年度比(%) |
|-------------------|------------------------|--------------|
| 演奏等 | 18,009,724,164 | 94.9 |
| 放送等 | 27,886,062,827 | 101.2 |
| 有線放送等 | 4,788,947,821 | 115.3 |
| 映画上映 | 149,590,020 | 139.7 |
| BGM | 416,539,147 | 89.8 |
| 外国入金演奏 | 361,089,228 | 77.3 |
| 演奏・合計 | 51,611,953,207 | 99.8 |
| オーディオディスク | 14,304,934,335 | 92.6 |
| オーディオテープ | 332,884,933 | 78.3 |
| オールゴール | 11,830,619 | 77.2 |
| 放送用録音 | 1,679 | 80.0 |
| コマーシャル送信用録音 | 1,581,180,274 | 91.1 |
| 映画録音 | 35,583,820 | 92.3 |
| ビデオグラム | 18,000,682,708 | 109.1 |
| 外国入金録音 | 124,445,489 | 88.2 |
| 録音・合計 | 34,391,543,857 | 100.3 |
| 出版等 | 1,165,462,956 | 90.2 |
| 教科用図書補償金 | 23,960,632 | 98.5 |
| 出版・合計 | 1,189,423,588 | 90.3 |
| 貸レコード | 2,693,157,255 | 95.9 |
| 貸ビデオ | 775,898,344 | 93.9 |
| 貸与・合計 | 3,469,055,599 | 95.4 |
| 通信カラオケ | 6,042,608,851 | 99.7 |
| インタラクティブ配信 | 8,810,015,986 | 96.4 |
| ※内訳 着メロ・着うた・着ムービー | 1,443,673,909 | 73.5 |
| 音楽配信(ダウンロード) | 5,012,468,815 | 106.8 |
| 音楽配信(ストリーム) | 746,361,509 | 100.3 |
| 動画等配信(ダウンロード) | 213,557,411 | 44.0 |
| 動画等配信(ストリーム) | 1,135,247,120 | 137.4 |
| その他 | 258,707,222 | 60.0 |
| 複合・合計 | 14,852,624,837 | 97.7 |
| 使用料収入合計 | 105,514,601,088 | 99.4 |
| 私的録音補償金 | 69,956,731 | 74.9 |
| 私的録画補償金 | 309,314,463 | 99.6 |
| 補償金・合計 | 379,271,194 | 93.9 |
| 総合計 | 105,893,872,282 | 99.4 |

2. 新規管理分野と使用料規定の一部変更

(2) 使用料等徴収額の推移



(3) 主な種目の徴収額の推移



JASRAC では、利用実態や社会状況に即した使用料率にするため、使用料規定について、利用者代表（著作権等管理事業法に定める利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人）と継続的に協議しています。2011 年度は下記分野の使用料規定を新設・一部変更し、今年 4 月から実施しています。

(1) カルチャーセンター

2011 年 9 月、カルチャーセンターにおける音楽鑑賞やダンス指導等での演奏を対象とした演奏等の使用料規定を文化庁長官に届出しました。演奏権の分野では 2011 年 4 月に管理を開始したフィットネスクラブでの音楽利用に続く新規管理となります。

(2) 上演及び演奏会以外の催物

2011 年 11 月、「上演形式による演奏」の使用料率および「演奏会以外の催物における演奏」の使用料算定方法（定額制から定率制）に関する使用料規定の一部変更を文化庁長官に届出しました。

(3) 映画録音

今年 2 月、新たな利用形態に対応し、区分・種類の整理を行うことを内容とする映画録音の使用料規定の一部変更を文化庁長官に届出しました。

3. 信託契約数と管理作品数

(1) 2011年度の信託契約数

2011年度の信託契約数は、前年度から384件増え15,936件（2012年3月31日現在）となりました。



(2) 作品データベース検索システム(J-WID)で公開している作品数は295万曲

JASRACがJ-WIDで公開している作品数は、前年度から15万曲増え、295万曲となりました。このうち、著作権消滅(P.D.)作品等を除いた管理作品数は、国内作品が120万曲、外国作品が151万曲で、合わせて271万曲です。

4. 会員・信託者へのサービスの拡充

分配に係る利用明細データの提供

JASRACの会員・信託者に対するサービスの一環として、インターネットで利用明細データを提供するシステムを開発しました。

これは、JASRACの曲目報告システム「J-BASS」（放送等）や「J-NOTES」（インタラクティブ配信）のデータを利用した試用版を提供するもので、放送およびインタラクティブ配信における分配対象楽曲を対象に、今年の6月期の分配から運用を開始します。

これまでも会員・信託者には分配明細書を分配期ごとに郵送していますが、これに加えて、放送またはインタラクティブ配信で分配を受けた自分の楽曲について、いつどのように利用されたか確認できるようになります。

<利用明細データで提供する項目>

| 放送 | インタラクティブ配信 |
|-------|------------|
| 作品コード | 作品コード |
| 作品名 | 作品名 |
| 放送局名 | 利用者・配信事業者名 |
| 放送年月日 | 利用年月 |
| 番組名 | サービス名 |
| 音源区分 | 配信種別 |
| 利用回数 | リクエスト回数 |

5. ネットワーク上における音楽利用の適正化

(1) 利用の促進

スマートフォンへの音楽引継ぎサービスを無償許諾

携帯電話のユーザーがスマートフォンに機種変更した際、携帯電話で購入した楽曲を再度ダウンロードできるようにするサービス（音楽引継ぎサービス）について、一定の条件を満たした配信事業者を対象に、今年12月31日まで無償で許諾しました。

今回の無償許諾は、ユーザーの利便性を向上させることで、違法な音楽配信サービスの利用を防止し、スマートフォン向け音楽配信の市場拡大を支援するためものです。

(2) 啓発活動

京都府警察と連携した啓発活動

ファイル共有ソフトの悪用に関し、2011年10月、京都府警察と連携して、府内の中学・高校に対し注意を喚起する文書を配布したほか、今年3月には、京都府警察、京都精華大学と共同で、啓発マンガ「ファイル共有の落とし穴！」を制作し、JASRACおよび京都府警察のホームページで公開しました。



JASRAC ホームページ:

http://www.jasrac.or.jp/news/pdf/jasrac_manga_file_sharing.pdf

京都府警察ホームページ:

http://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/seiki_h/cyber/img/manga02.pdf

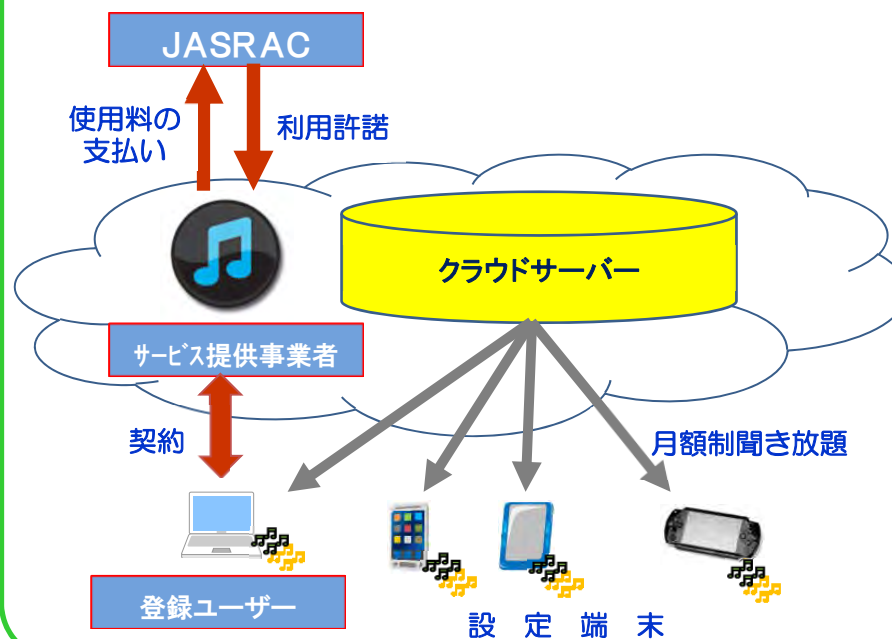
【参考】 ネットワーク上の新しいサービスについて

現在 JASRAC では、ネットワーク上のサービスについて、サービス提供事業者と包括契約を締結することで、サービスの利用者が個別に手続きしなくても良い仕組みを整備しています。

いわゆるクラウドサーバーを利用した音楽配信サービスについても、この仕組みにもとづき、提供事業者やその団体と協議を進めています。下図のようなサービスの一部ではすでに、提供事業者と利用許諾契約を締結しています。

JASRAC では、新しいサービスに対して、事業の発展と著作権者への適正な対価のバランスを図っていきたいと考えています。

クラウドサーバーを利用した音楽配信サービスの一例



(3) 違法配信を防止するための施策

①プロバイダ責任制限法にもとづく送信防止措置

プロバイダ責任制限法にもとづき、音楽ファイル検索エンジン「J-MUSE」で収集した違法ファイルの削除を各プロバイダに請求しました。その結果、2011年度は110,227件のファイルが削除されました。請求を開始した2002年10月からの累計削除数は621,188件になります。

| | 通知 | 侵害停止 |
|--------------|---------|----------|
| プロバイダ数(国内) | 47 | 46 |
| 対象となるウェブサイト数 | 2,203 | 2,297* |
| 対象となるファイル数 | 101,536 | 110,227* |

対象期間:2011年4月1日から2012年3月31日

※過年度の通知に対応した件数を含むため、通知より多い。

②ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)との連携

JASRAC、コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)などの権利者団体とインターネットサービスプロバイダの事業者団体により共同で設立されたCCIFの運営会員として、ガイドラインにもとづき、ファイル共有ソフトを悪用して著作権を侵害するユーザーに違法ファイルを削除するよう、警告メールを送信する活動を行いました。2010年3月から開始した「Winny」に加えて、2011年12月からは、「Share」を悪用しているユーザーも対象となりました。

③アフィリエイト広告関連事業者との連携

違法配信サイトの撲滅を図る観点から、サイトを運営するメリットである広告収入を得られなくするため、アフィリエイト広告関連事業者と協議を行ってきました。

その結果、アフィリエイト広告が掲載されているサイトのうち、違法配信が特定されたサイトに対し、広告掲載を中止すること、サイト運営者への広告料(報酬)の支払いを停止することについて、一部事業者との間で合意しました。

④「Fluzo」システムの利用

レンタル掲示板等で違法配信ができないようにするため、著作権情報集中処理機構(CDC)が運営している「Fluzo」システムのフィンガープリント技術を利用した施策を開始します。

これは、レンタル掲示板等のサービスに組み込んだ「Fluzo」システムの簡易版「Fluzo-S」システムにより、CD音源の違法ファイルを特定し、サービス提供事業者側で削除するもので、JASRACの働きかけにより、一部のサービス提供事業者が本システムの導入を決定しています。

6. 音楽の違法利用への対応

(1) TVブレイク判決

最高裁判所は今年3月29日、動画投稿(共有)サイト「TVブレイク」を運営していたジャストオンライン(株)の上告不受理を決定し、同社が本件サイトにおける著作物の利用主体であることなどを認めた判決が確定しました。

なお、日本の動画投稿(共有)サイトの多くは、すでに、サイトの運営事業者とJASRACとの間で利用許諾契約を締結しています。

(2) 違法配信に対する刑事告訴

2011年11月、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害について47都道府県の警察が実施した一斉取締りと連携したほか、無料レンタルストレージサービスで違法配信を行っていた事案など計18人を刑事告訴しました。

(3) 業務用通信カラオケでの無断複製物頒布

JASRAC管理楽曲を無断複製した業務用通信カラオケを販売・リースした事案について、初めて刑事告訴しました。

(4) カラオケ伴奏による歌唱で初の懲役刑判決

2011年5月17日、大阪市のカラオケ飲食店経営者に対し、カラオケ伴奏による歌唱では初めての懲役刑となる、懲役1年6ヵ月(執行猶予3年)の有罪判決が出されました(大阪地方裁判所)。

7. 利用曲目報告数の状況

(1) インタラクティブ配信

2011年度の利用曲目報告件数は、前年度比155.4%の大幅な増加となりました。音楽配信事業で楽曲の品揃えが飛躍的に増大していることが主な要因です。

J-NOTES(インタラクティブ配信の曲目報告・請求システム)への利用曲目報告の状況

| | 2010年度 | 2011年度 | 前年度比 |
|------------------------|-----------|-------------|--------|
| 受付報告データ件数 | 7億9,230万件 | 12億 3,180万件 | 155.4% |
| 作品DBとの自動照合により判明した曲数の割合 | 94.8% | 96.1% | +1.3% |

(2) 放送

2011年度の利用曲目報告件数は、前年度比116.8%の638万件となりました。新たに33社36局が全曲報告を開始したことから順調に報告件数が増加しました。今年3月末日現在、民放連加盟事業者193社227局のうち112社120局が全曲報告に対応しています。

J-BASS(放送等の曲目報告システム)への利用曲目報告の状況

| | 2010年度 | 2011年度 | 前年度比 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| 受付報告データ件数 | 546万件 | 638万件 | 116.8% |
| 作品DBとの自動照合により判明した曲数の割合 | 84.9% | 87.0% | +2.1% |

8. 課題の実現に向けた取組み

(1) 戦時加算義務の解消

2011年6月9日にベルギーのブリュッセルで開催された CISAC(著作権協会国際連合)総会において、都倉俊一会長が戦時加算義務の解消に向け理解と協力を呼びかけたほか、海外の音楽著作権管理団体である SACEM(フランス)、PRS for Music(イギリス)、ASCAP(アメリカ)に役職員を派遣してこの問題の解決に向けた協力を要請しました。

戦時加算について

連合国民(戦勝国の国民)が戦前または戦中に取得した著作権について、通常の保護期間に、戦争期間に相当する期間(最長で約10年)を加算して保護しなければならない義務のことで、日本はサンフランシスコ平和条約(1952年4月28日発効)の規定によりこの義務を負っています。しかし、戦時に相手国の著作権を保護していなかったのは戦勝国も同様である点、日本以外の敗戦国は実質的にこの義務を負っていない点など、日本だけが過度に課せられた義務となっています。

2007年6月1日にベルギーのブリュッセルで開催された CISAC 総会では、JASRAC から都倉俊一会長(当時は理事)が出席し、日本脚本家連盟および日本美術著作権機構と共同でこの問題について報告し、解消に向けた理解と協力を求めました。これを受け、CISAC 総会は、各国の著作権団体がそれぞれの会員に対し、戦時加算の権利の不行使を働きかけることなどを内容とする決議を全会一致で採択しています。

(2) 著作権保護期間の延長

日本の著作権法では著作権の保護期間は著作者の死後50年までですが、アメリカやEUなど主要国の保護期間は死後70年までです。JASRAC は、日本の保護水準を諸外国の水準にあわせ、国際的な調和を図るため保護期間の延長を求めています。

(3) 私的録音録画補償金制度の見直し

私的録音録画補償金の支払いをめぐる私的録音録画補償金管理協会(SARVH)と(株)東芝との訴訟で知的財産高等裁判所は2011年12月22日、東京地方裁判所の一審判決を支持して SARVH の控訴を棄却する判決を下しました。このため SARVH は、同月28日に最高裁判所に上告の手続きをとりました。

JASRAC など「CULTURE FIRST」推進88団体は、引き続き SARVH の立場を支持するとともに、実態に見合った制度の見直しの必要性を訴えています。

(4) 文化芸術推進フォーラムと連携した取組み

JASRAC など12団体で構成される文化芸術推進フォーラム(議長:野村萬 日本芸能実演家団体協議会会長)は2011年7月6日、「私たちの文化芸術ビジョン2011」をまとめ超党派の国会議員で構成される音楽議員連盟に提出しました。

9. 国際分野

(1) アジア地域からの外国入金の状況

年々増加傾向にあり、外国入金全体に占める割合も5年前に比べ、ほぼ倍となる18.3%となりました。その内訳も、2007年当時その大半を占めていたCASH(香港)からの入金に対し、KOMCA(韓国)、MÜST(台湾)、MACP(マレーシア)など他団体からの入金の占める割合が年々増加している傾向にあります(右記【参考】参照)。また、経済成長が著しいベトナムとマカオの団体からは、初めての入金がありました。

JASRACによるこれまでのアジア地域の管理団体等に対する支援、管理ネットワークの強化に向けた取組みが徐々に実を結びつつあります。

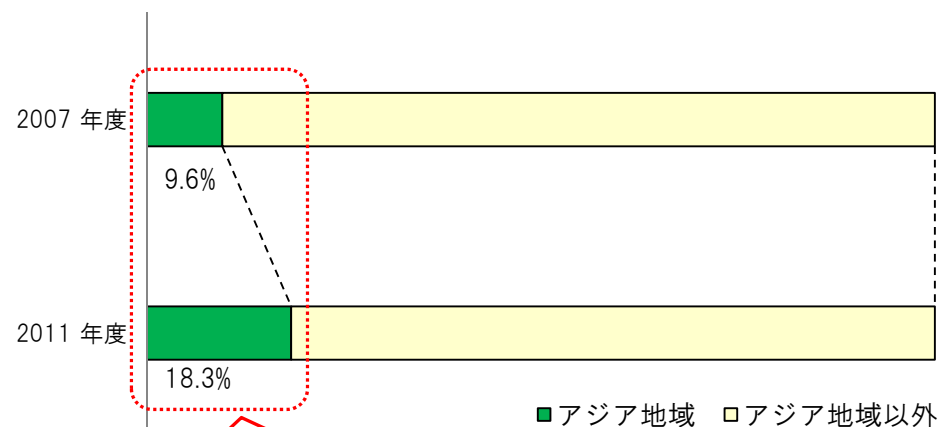
(2) 海外からの来会

文化庁がWIPO(世界知的所有権機関)と実施するAPACEプログラム(アジア地域著作権制度普及促進事業)の一環として、アジア地域からの研修員がJASRACの管理業務視察のため来会したほか、中国、韓国などを中心とした政府関係者や管理団体の役職員など、30カ国から延べ51人がJASRACに来会しました。

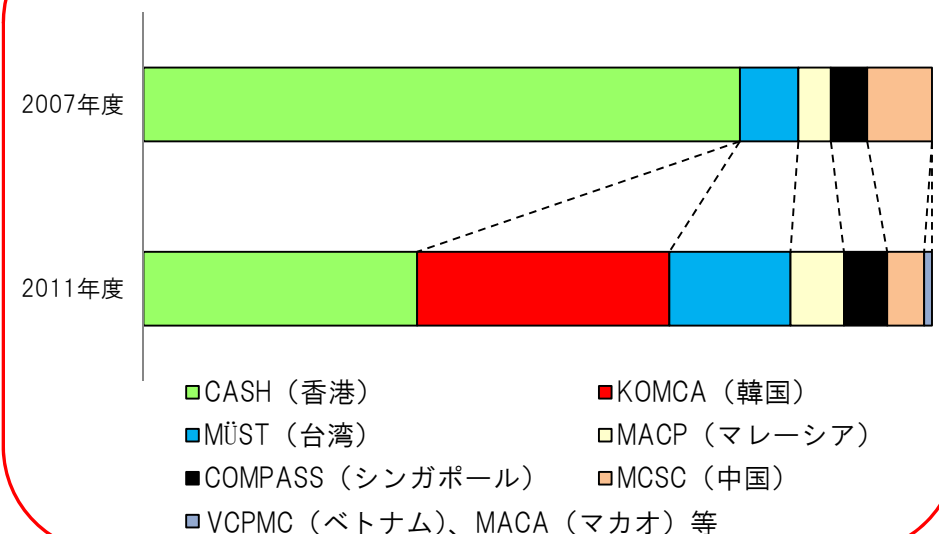
(3) JASRAC 管理ネットワークの拡充

JASRACと相互管理契約を締結している管理団体は、録音権に関しSAYCO(コロンビア)、演奏権に関しMRCSN(ネパール)が加わり、合計117団体(88カ国4地域)となりました。

【参考】アジア地域からの入金が外国入金に占める割合(2007年度比)



アジア地域からの入金における各団体の占める割合



10. 広報活動

(1) 若年層に向けた広報活動

近年、ファイル共有ソフトや無料レンタルストレージサービスなどを悪用した著作権侵害事件において、未成年者が検挙される事例が増えています。

このようにルールを知らないまま安易に行う著作権侵害を防止し、小・中学生の頃から、適法な音楽利用が新たな創作の糧となることを知ってもらうため、2011年度はインターネットを利用する若年層を対象に、広報活動を行いました。

小・中学生にも親しみやすいオリジナルキャラクター「ジャスラ」とその仲間たちを活用するとともに、小学生新聞、少年誌などへの広告や解説記事の投稿、携帯電話専用ホームページの開設などを行いました。

そのほか、著作権制度やJASRACの役割等により詳しい情報を得る場として、JASRACホームページの解説コーナー「JASRAC PARK」を拡充し、年代や理解の程度に応じた新たなコンテンツを公開しました。



JASRAC PARK : <http://www.jasrac.or.jp/jasracpark/index.html>

(2) 講師の派遣、来会者への講義

関連団体や教育機関等からの要請を受け、役職員を講師として派遣し、合計43回、約3,800人が受講しました。

また、来会した司法修習生15人に対して研修を行ったほか、修学旅行生(中学校26校・153人、高校5校・50人)や大学・大学院のゼミ生(5件・73人)等を受け入れて、JASRACの著作権管理業務の内容などについて説明しました。

(3) 大学などへの寄付講座

著作権や関連ビジネスに精通した人材の育成に寄与する目的で開設している以下の大学院や大学への寄附講座等を継続して実施しました。

| 研究会(奨学寄附) | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 | 東京大学大学院「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」 |
| 寄附講座・寄附科目 | |
| 2 | 早稲田大学法科大学院 寄附講座「著作権法特殊講義」 |
| 3 | 関西大学社会学部 寄附講座「メディア文化とライブ文化」 |
| 4 | 放送大学教養学部 寄附科目「著作権法概論」 |
| 5 | 東北大学法学部 寄附科目「著作権制度の役割と課題」 |

(4) 音楽文化の振興を目的とする広報

JASRAC では音楽著作権の管理業務を行うこととあわせて、音楽文化の振興のための事業を実施し、一般の方々を無料招待しています。

2011年度は、全6事業に対し、41,000人を超える応募があり、抽選により約5,700人を招待しました。

| 実施日 | 名称 | | 実施場所 |
|--------------------|---|----------|---------------|
| 音楽の素晴らしさを紹介するための事業 | | | |
| 2011年12月4日 | 少年少女のための音楽鑑賞会 「音楽職人が創るステージ」喜多方公演 ～あの音、あの曲、その素顔～ | | 喜多方プラザ ホール |
| 2012年1月16日 | トーク&コンサート 「昭和の歌人たち」※1 | 阿久 悠 | 文京シビック ホール |
| 2月13日 | | 星野 哲郎 | 練馬文化センター |
| 内外の音楽文化を紹介するための事業 | | | |
| 2011年10月12日 | JASRAC 講座 「ミュージック・ジャンクション」 ～ワールドミュージック～※2 | コロンビアの音楽 | けやきホール |
| 12月7日 | | 近代ジャズ | |
| 2012年2月15日 | | 中国音楽と箏 | |

※1 NHK・BSプレミアムで放送されました。

※2 JASRAC のホームページでストリーミング配信しています。

(5) JASRAC シンポジウムの開催

今年3月27日、イイノホール(千代田区)において、「大なるガラパゴス第2弾 日本型の新たなデジタル市場の開拓に向けて～コンテンツホルダーや権利者はプラットフォームとどう向き合うか～」をテーマに「JASRAC シンポジウム」を実施しました。

パネルディスカッションでは、慶応義塾大学大学院 メディアデザイン研究科 教授の岸博幸氏のコーディネートのもと、日本電信電話(株)(NTT)の伊能美和子氏、(株)角川グループホールディングス 取締役会長の角川歴彦氏、(株)ドワンゴ 代表取締役会長の川上量生氏、JASRAC 理事長の菅原瑞夫が、「デジタル市場の発展に伴う法整備の必要性」「日本がめざすべきビジネスモデルのあり方」などについて活発な議論を交わしました。

シンポジウムの模様は、「ニコニコ生放送」で中継され、2万2千人以上が視聴しました。

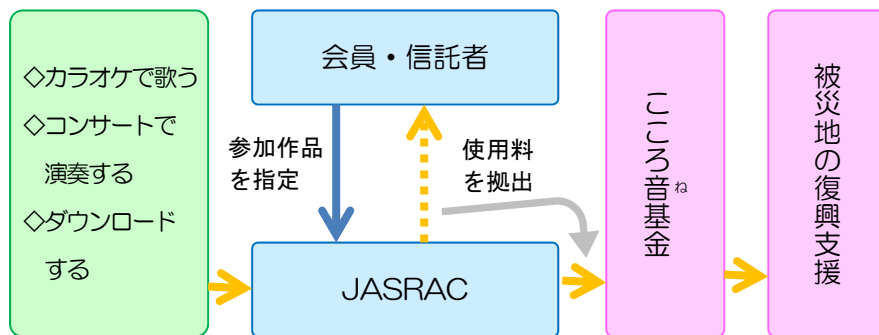
1.1. 東日本大震災への対応

(1) こころ音プロジェクト

JASRAC の会員・信託者（作詞者、作曲者、音楽出版者）が指定した作品の使用料を「こころ音基金」として東日本大震災の被災地の復興支援に役立てる取組み「こころ音プロジェクト」を実施しました。

今年 4 月末日までの参加作品および参加した会員・信託者数は 184 作品、94 者となっています（添付資料参照）。

また、今年 3 月期の分配までの「こころ音基金」の拠出金額は、10,006,746 円になりました。基金を用いた支援活動については、被災地の今後の状況や必要性を考慮したうえで、実施していく予定です。



あわせて被災者の心の支援のために会員・信託者が創作した作品を募集する「こころ音うたアクト」も実施し、応募された作品は JASRAC ホームページやニコニコチャンネル内の「JASRAC チャンネル」で公開しています。

JASRAC ちゃんねる： <http://ch.nicovideo.jp/channel/jasrac>

(2) 利用者への対応

① 被災地域の飲食店等からの使用料の徴収停止

2011 年 4～9 月の 6 ヶ月間、被災地域の飲食店、ホテル・旅館、カラオケボックス、CD レンタル店などに対して、使用料の徴収を一時的に停止しました。停止した契約件数は 13,861 件に及びます。

② チャリティーコンサートの無償許諾

一定の条件を満たした催し物について、著作物の演奏利用および当該催し物に付随するプログラム・チラシ等の出版利用を無償許諾しました。

(3) 義援金

JASRAC の事業運営費用から 3,000 万円、会員・信託者、韓国音楽著作権協会（KOMCA）などから寄せられた 449 万 5,007 円を日本赤十字社に寄付しました。

「こころ音プロジェクト」に関し、海外の著作権管理団体から、下表の協力を申し出ていただいています。

| 団体名(国・地域) | 協力内容 |
|------------------|--|
| UBC(ブラジル) | UBCにおけるJASRACレパートリー管理手数料相当額を2011年9月から1年間拠出 |
| SACENC(ニューカレドニア) | 「こころ音基金」への寄付金の拠出 |
| SOZA(スロバキア共和国) | SOZAがJASRACから受け取る使用料相当額全額を今年1年間拠出 |

12. その他

公正取引委員会への対応

2009年2月に公正取引委員会（公取委）が下した排除措置命令の取消しを求めるJASRACの審判請求によって、同年7月に開始した審判手続は、2011年6月1日の第13回審判をもって終結しました。第13回審判では、前回の審判で公取委から最終意見書が提出されたことを受け、これまでのJASRACの主張・立証を整理した最終意見書を提出した上で、排除措置命令には前提とした重要な事実に誤りがあることを改めて強調する意見陳述を行いました。

今年2月2日には、公取委の審判官から、JASRACおよび審査官の主張・立証を踏まえ、協会の放送分野における徴収方法は私的独占に該当しないため排除措置命令を取り消すべきであるとする内容の審決案がJASRACに送達されました。

今後、公取委は、審決案、事件記録等の内容を調査して最終的な判断となる審決を下すこととなります。